

## 第三者評価結果報告書

### ①民間あっせん機関名

医療法人明日葉会 札幌マタニティウィメンズホスピタル

### ②第三者評価実施機関名

サード・アイ合同会社

### ③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	2024(令和6)年7月3日
評価実施期間 評価結果報告日	2025年(令和7)年1月10日

### ④総評

#### <特に評価が高い点>

#### 1、「特別養子縁組を通じたあっせん機関としての役割」

ホームページには、特別養子縁組相談と並列して中高生妊娠相談の窓口でもあることを明記しています。背景として、未成年の予期せぬ妊娠があります。パンフレットには、直通電話の他webからのアクセス手段が記載されています。初回の相談・診察を無料にすることで、未成年者が相談しやすいようにしています。成人に対しては、若者支援センターと連携しています。

相談室スタッフは、「自分を大切に、辛い思いをしてほしくないから伝える。」との思いから、毎年、区内の中学・高校7校で講演をしています。中高生の妊娠相談は増加していますが、学校は実数を把握していません。産科病院の医療福祉相談室としては、学校の認識を危惧しています。

予期せぬ妊娠を防ぐための活動は、実母に対するアフターフォローでもあります。スタッフは、実母が抱える不安を聴き取り、再び予期せぬ妊娠とならないよう継続的に支えています。

実母からの相談は随時受け付けていますが、2024(令和6)年度から、年1回は、あっせん機関から連絡を取るようになりました。特別養子縁組を通じたあっせん機関としての役割を相談室スタッフとして担っています。

#### 2、「養親希望者の適性とマッチング(選定)」

当あっせん機関で養親を希望する場合には、居住地の児童相談所による里親の登録が必要です。里親登録は、乳児院等の実習を通して乳児と実際に触れ合うこと、社会的養護の理解が深まること、養親希望者の身元が保証されること等の利点があります。公的機関による基本的な研修等を終えてから、審査が開始されます。

書類審査では、健康診断書や詳細な履歴書等からなる養親希望申込書一式の他に、夫婦各々にレポートを提出し審査を受けます。一次面接での審査、家庭訪問での審査と続きますが、家庭訪問では親族とも面談をして、周辺環境の確認をします。複数回にわたる面談及び家庭訪問を経て、養親希望者が社会的養護への理解を深めるようにしています。

当あっせん機関の審議委員会で適格性審議を受けた後に、「あんさん協」(あんしん母と子の産婦人科連絡協議会)事務局と連携病院を交えた二次面接の審査となります。審査後、養親候補者として登録されて、養子縁組のマッチング(選定)を待つ待機となります。

このように丁寧で慎重なステップを踏み、公的機関と連携して複数の眼で養親希望者の適性を見定めることは、子どもの幸せを第一に考えたマッチングに至るための過程となっています。

<質の向上のために求められる点>

1、「仕組みの整備とマニュアルの作成」

特別養子縁組に関する個人情報保護についての規程としては、「ケース記録の保管に関する規定」を設け、実親から必要な同意を得ています。但し、真実告知等に関する情報の開示規定は未整備となっています。

2024(令和6)年4月1日には「特別養子縁組事業の苦情解決に関する規定」を施行しました。しかし、苦情解決責任者や第三者委員の任命には至っていません。同時期に、「特別養子縁組事業の事故対応マニュアル」を作成しました。しかし、マニュアルにある「不適切養育による緊急事態」の具体性はなく、現場で活かすための対応方法を明記した実効性のあるマニュアルにすることが必要です。

今後は、職員の共通理解を深めるためにも、規定と仕組みの整備及びマニュアルの作成に期待します。

2、「養子縁組あっせん機関事業としての予算計上」

単年度事業計画の評価・見直しの機会としては、毎朝のミーティングの他に、月に1回の相談室ミーティングを開催しています。特別養子縁組事業に求められている課題は、「あんさん協」(あんしん母と子の産婦人科連絡協議会)事務局との2か月に1度の会議や、必要に応じた実務者のケース会議、年に1度、要保護児童地域対策協議会へ参加により把握しています。年2回行っている職員面談の結果からも、現状分析に努めています。

但し、単年度計画は策定されていますが、中長期計画は策定されていません。予算の裏付け及び収支計画が明文化されていません。2024(令和6)年度に4項目の事業計画を作成していますが、第三者評価受審のための予算のみが計上され、その他の項目については予算の裏付けがありません。養子縁組あっせん機関事業として必要な研修等の予算計上は、看護部予算から捻出されています。

今後は、あっせん機関事業の裏付けとなる予算を計上することに期待します。

<その他>

「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」は、「産まれ来る新しい命を守ること」が産婦人科医療の責務と考え、「子どもの幸せを第一に考え、実母の心のケアを大切に」という、特別養子縁組あっせん事業の基本姿勢のもと、産婦人科として医療と福祉をつなぐ役割を目指しています。

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>(例) I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。</p>	a	<p>※評価の理由を記入してください。 (記入例) a: 評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた b: 取組みが十分とは言えないが、一定できていることが記録等により確認できた c: 実施されていない/取組みはしているが、記録等による確認はできなかった</p> <p>評価項目の事項が適切になされていることが記録等により確認できた。</p>	<p>※良い取組み事例等がある場合には、具体的に記入してください。</p> <p>基本方針について、定期的に職員が集まって話し合う機会が設定されており、職員の周知徹底が図られている。</p>	<p>※改善が必要だと思う事項及びその改善方法に関する提案等を具体的に記入してください。 ※「b」「c」の場合には、必ず記入してください。</p>
<p>No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。</p>	a	<p>基本方針は「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」と統一され、実親・養親パンフレット、ホームページ及び業務方法書に明文化されている。ホームページは、特別養子縁組の相談窓口として、医療相談室への直通の電話番号とメールアドレスを明記している。また、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」のホームページへ、リンクしている。あっせん事業としてのポスター等は、病院の玄関ホールや、トイレ、相談室入り口に掲示している。業務方法書は2024(令和6)年4月に改訂され、関連部署に置かれており、職員誰でもいつでも閲覧できる。あっせん事業の基本方針は、職員の新入職時にオリエンテーションで説明している。小中高等学校で性教育の講演をする機会も多く、特別養子縁組についても説明している。</p>	<p>基本方針は「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」と統一され、実親・養親パンフレット、ホームページ及び業務方法書に明文化されている。ホームページは、特別養子縁組の相談窓口として、医療相談室への直通の電話番号とメールアドレスを明記している。また、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」のホームページへ、リンクしている。あっせん事業としてのポスター等は、病院の玄関ホールや、トイレ、相談室入り口に掲示している。業務方法書は2024(令和6)年4月に改訂され、関連部署に置かれており、職員誰でもいつでも閲覧できる。あっせん事業の基本方針は、職員の新入職時にオリエンテーションで説明している。小中高等学校で性教育の講演をする機会も多く、特別養子縁組についても説明している。</p>	
<p>No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。</p>	b	<p>単年度の計画内容は、看護部長ほか医療相談室職員が、必要に応じてカンファレンスを開催し策定している。事業計画は、ホームページに掲載され、透明性のある経営に努めている。特別養子縁組に関わる研修に参加して研鑽を深めている。但し、中長期計画は策定されておらず、予算の裏付け及び収支計画が明文化されていないため、今後に期待したい。</p>	<p>単年度の計画内容は、看護部長ほか医療相談室職員が、必要に応じてカンファレンスを開催し策定している。事業計画は、ホームページに掲載され、透明性のある経営に努めている。特別養子縁組に関わる研修に参加して研鑽を深めている。</p>	<p>中長期計画は策定されておらず、予算の裏付け及び収支計画を期待したい。</p>
<p>No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p>	b	<p>看護部長ほか医療福祉相談室等により、相談室ミーティングが月に1回開催されており、事業計画の実施状況の把握、評価見直しを行っている。年2回行っている職員面談において、事前にそれぞれ自己評価シートを作成して、現状分析に努めている。但し、新年度の事業計画策定では、予算について検討された経過はなく、2024(令和6)年度は、第三者評価受審のための予算のみが計上されている。あっせん機関事業の裏付けとなる予算作成に期待したい。</p>	<p>看護部長ほか医療福祉相談室等により、相談室ミーティングが月に1回開催されており、事業計画の実施状況の把握、評価見直しを行っている。年2回行っている職員面談において、事前にそれぞれ自己評価シートを作成して、現状分析に努めている。</p>	<p>新年度の事業計画策定では、予算について検討された経過がない。今年度は、第三者評価受審のための予算のみが計上されている。あっせん機関事業の裏付けとなる予算作成を期待したい。</p>

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p>	b	<p>単年度の事業計画は、ホームページ及び実親・養親パンフレットに掲載され、職員、実親及び養親希望者等に周知されている。養親希望者との面接の際には、あっせん事業についてのパンフレット等を使い説明を行っている。単年度の事業計画の重点項目は、職員ミーティング等から吸い上げている。2024(令和6)年度は、実母や養親希望者向けに、リーフレットの見直しが行われた。特別養子縁組の事例が少なく、病院全体であっせん事業への理解を深めることに難しさを感じている。今後は、前項目2及び3の予算立てと中長期計画を策定した後の周知を期待したい。</p>	<p>単年度の事業計画は、ホームページ及び実親・養親パンフレットに掲載され、職員、実親及び養親希望者等に周知されている。養親希望者との面接の際には、あっせん事業についてのパンフレット等を使い説明を行っている。単年度の事業計画の重点項目は、職員ミーティング等から吸い上げている。2024(令和6)年度は、実母や養親希望者向けに、リーフレットの見直しが行われた。特別養子縁組の事例が少なく、病院全体であっせん事業への理解を深めることに難しさを感じている。今後は、前項目2及び3の予算立てと中長期計画を策定した後の周知を期待したい。</p>	<p>前項目2及び3の予算立てと中長期計画を策定した後の周知を期待したい。</p>
<p>No.5 I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。</p>	b	<p>前回の第三者評価受審後、相談室ミーティング等で検討し、今回の受審に向けた自己評価を行い、改善に向けた取り組みを行っている。養親研修及び交流会については、アンケートを実施し、質の向上に向け振り返りを行っている。実親に対しては、あっせん委託時にアンケートを実施するように改善した。病棟スタッフも含めた職員アンケートを実施して、今後の改善に役立てている。但し、情報保護や苦情処理の規定については、開示手続きや第三者委員の任命が不十分であり、今後に期待したい。</p>	<p>前回の第三者評価受審後、相談室ミーティング等で検討し、今回の受審に向けた自己評価を行い、改善に向けた取り組みを行っている。養親研修及び交流会については、アンケートを実施し、質の向上に向け振り返りを行っている。実親に対しては、あっせん委託時にアンケートを実施するように改善した。病棟スタッフも含めた職員アンケートを実施して、今後の改善に役立てている。</p>	<p>情報保護や苦情処理の規定については、開示手続きや第三者委員の任命など、具体的な流れとなるよう、今後に期待したい。</p>
<p>No.6 I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p>	b	<p>前回の第三者評価受審結果を踏まえ、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(以下「あんさん協」と記す)」と幾度も話し合い調整し、業務方法書を改訂する等、これまでの自己評価に基づき、課題を明確にし、改善策を進めている。但し、改善された点については、事業計画からは進捗状況を含めて分かり辛い。改善計画は、事業計画に明記していくことに期待したい。</p>	<p>前回の第三者評価受審結果を踏まえ、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(以下「あんさん協」と記す)」と幾度も話し合い調整し、業務方法書を改訂する等、これまでの自己評価に基づき、課題を明確にし、改善策を進めている。</p>	<p>改善された点については、事業計画からは進捗状況を含めて分かり辛い。改善計画は、事業計画に明記していくことに期待したい。</p>
<p>No.7 II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明理解を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。</p>	a	<p>養子縁組あっせん機関の責任者は病院理事長であり、理事長は「あんさん協」の理事も兼ねている。あっせん機関としての実務は、理事長より委任を受けた看護部長が相談室職員等とともにやっている。組織図により、役割分担、職務内容が明確となっている。理事長は、実母の主治医でもあり、日々の業務の中で、あっせん責任者との意見交換や相談がしやすい環境にある。</p>	<p>養子縁組あっせん機関の責任者は病院理事長であり、理事長は「あんさん協」の理事も兼ねている。あっせん機関としての実務は、理事長より委任を受けた看護部長が相談室職員等とともにやっている。組織図により、役割分担、職務内容が明確となっている。理事長は、実母の主治医でもあり、日々の業務の中で、あっせん責任者との意見交換や相談がしやすい環境にある。</p>	
<p>No.8 II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。</p>	a	<p>養子縁組あっせん事業を定めた「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」をもとに、「あんさん協」事務局とともに、あっせん機関としての業務方法書を作成している。遵守すべき法令等を理解し、特別養子縁組関連法規一覧を作成している。養子縁組あっせん責任者は、子ども家庭庁の養子縁組あっせん責任者研修に参加し、実務を担う看護部長をはじめ、あっせん事業に関わる職員は研修を受講している。</p>	<p>養子縁組あっせん事業を定めた「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」をもとに、「あんさん協」事務局とともに、あっせん機関としての業務方法書を作成している。遵守すべき法令等を理解し、特別養子縁組関連法規一覧を作成している。養子縁組あっせん責任者は、子ども家庭庁の養子縁組あっせん責任者研修に参加し、実務を担う看護部長をはじめ、あっせん事業に関わる職員は研修を受講している。</p>	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.9 II-1-(2)-① 養子縁組あつせん責任者は、養子縁組あつせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、養子縁組のあつせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、養子縁組のあつせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調査を行っている。</p>	a	<p>養子縁組あつせん責任者は、「審議委員会」及び「母と子委員会」等を開催し、支援方針や事例検討を行っている。保健センター、児童相談所、関連病院等との連携は、医療福祉相談室が窓口となって行っている。心理職の資格をもつ職員が常勤しており、相談支援の質向上に力を入れている。養子縁組あつせん責任者は、実親の主治医を兼ねており、業務全般への理解とともに、実務を担当する看護部長等とともに意欲をもってあつせん業務にあたっている。</p>	<p>養子縁組あつせん責任者は、「審議委員会」及び「母と子委員会」等を開催し、支援方針や事例検討を行っている。保健センター、児童相談所、関連病院等との連携は、医療福祉相談室が窓口となって行っている。心理職の資格をもつ職員が常勤しており、相談支援の質向上に力を入れている。養子縁組あつせん責任者は、実親の主治医を兼ねており、業務全般への理解とともに、実務を担当する看護部長等とともに意欲をもってあつせん業務にあたっている。</p>	
<p>No.10 II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあつせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>	a	<p>必要な人材の確保及び育成については、業務方法書に明記されている。基本方針や事業計画に基づき職員育成計画が策定されている。職員育成計画については年間目標をたて、年2回、個人面談を行いながら育成に取り組んでいる。職員の教育プログラムが作成されている。</p>	<p>必要な人材の確保及び育成については、業務方法書に明記されている。基本方針や事業計画に基づき職員育成計画が策定されている。職員育成計画については年間目標をたて、年2回、個人面談を行いながら育成に取り組んでいる。職員の教育プログラムが作成されている。</p>	
<p>No.11 II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あつせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あつせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。</p>	a	<p>定期的にカンファレンスを実施している。また月に1回、相談室ミーティングを行っており、都度、あつせん責任者や役職者と相談できる環境が整っている。困難な事例に対してはチーム制をとり、個人の負担を軽減し、いつでも相談しあえる環境を整えている。定期的な会議のほか、毎朝のミーティングを行っており、普段から相談しやすい状況となっている。</p>	<p>定期的にカンファレンスを実施している。また月に1回、相談室ミーティングを行っており、都度、あつせん責任者や役職者と相談できる環境が整っている。困難な事例に対してはチーム制をとり、個人の負担を軽減し、いつでも相談しあえる環境を整えている。定期的な会議のほか、毎朝のミーティングを行っており、普段から相談しやすい状況となっている。</p>	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.12 II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝)</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項</p>	a	<p>非営利性を担保するために、金額の根拠が不明であったり、使途が不明な費用は徴収せずに運営している。年度末ごとに、徴収した手数料等の収支状況を含め、事業報告書として札幌市へ提出している。法の遵守を徹底し、金額の根拠がある実費のみを徴収して、これまで寄付金は受け付けていない。</p>	<p>非営利性を担保するために、金額の根拠が不明であったり、使途が不明な費用は徴収せずに運営している。年度末ごとに、徴収した手数料等の収支状況を含め、事業報告書として札幌市へ提出している。法の遵守を徹底し、金額の根拠がある実費のみを徴収して、これまで寄付金は受け付けていない。</p>	
<p>No.13 II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)</p>	a	<p>徴収する手数料の種類と金額を一覧にした手数料表はホームページで公表している。手数料徴収後は領収書を発行している。領収書写し等の会計記録は、ケースごとに管理し、あっせん事業に関する書類とともに耐火金庫に保管している。養親希望者及び実親等ともに、妊娠・出産の自己負担分や手数料等に深い関心があり、面接時には手数料表等を使用し丁寧に説明し、その旨を記録している。</p>	<p>徴収する手数料の種類と金額を一覧にした手数料表はホームページで公表している。手数料徴収後は領収書を発行している。領収書写し等の会計記録は、ケースごとに管理し、あっせん事業に関する書類とともに耐火金庫に保管している。養親希望者及び実親等ともに、妊娠・出産の自己負担分や手数料等に深い関心があり、面接時には手数料表等を使用し丁寧に説明し、その旨を記録している。</p>	
<p>No.14 II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> あっせんに希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※</p> <p><input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項</p>	a	<p>運営の透明性を確保するため、ホームページには、手数料表及び手数料表別表、その他養子縁組あっせんに係る業務に関する事項を公表している。業務方法書には、実費の区分が明記され、添付資料として実費費用の算定の根拠となる手数料表が作成されている。手数料表及び別表は、実親・養親希望者に面接時等に配付し、丁寧な説明を行っている。また、養子縁組成立前養育が中止された場合の取扱いについても説明を行っている。自己評価及び第三者評価の結果をホームページで公表している。</p>	<p>運営の透明性を確保するため、ホームページには、手数料表及び手数料表別表、その他養子縁組あっせんに係る業務に関する事項を公表している。業務方法書には、実費の区分が明記され、添付資料として実費費用の算定の根拠となる手数料表が作成されている。手数料表及び別表は、実親・養親希望者に面接時等に配付し、丁寧な説明を行っている。また、養子縁組成立前養育が中止された場合の取扱いについても説明を行っている。自己評価及び第三者評価の結果をホームページで公表している。</p>	
<p>No.15 II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。</p> <p><input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項</p>	a	<p>特別養子縁組連携機関一覧は、ファイルとして相談室に設置し、業務に係る職員の誰もが活用できるようになっている。あっせん機関が社会資源としているのは、心療内科・精神科等の医療機関のほか児童相談所、「SACRACH(さくらこ)」、妊娠SOS、警察、区保健センター、区子ども未来局、助産施設、乳児院、若者支援センター等、実親及び児童等に係る福祉・保健・学校他、多岐にわたっている。</p>	<p>特別養子縁組連携機関一覧は、ファイルとして相談室に設置し、業務に係る職員の誰もが活用できるようになっている。あっせん機関が社会資源としているのは、心療内科・精神科等の医療機関のほか児童相談所、「SACRACH(さくらこ)」、妊娠SOS、警察、区保健センター、区子ども未来局、助産施設、乳児院、若者支援センター等、実親及び児童等に係る福祉・保健・学校他、多岐にわたっている。</p>	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.16 II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得よう努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認してい</p>	a	<p>事前に、実親及び養親希望者等からは、個人情報の授受等について同意を得た上で、児童相談所、保健センター及び医療機関等への連携・支援体制を構築している。札幌市内各区の保健センターからは、支援が必要な場合の特定妊婦等の情報が提供され、支援にむけた情報を共有している。実親等の健康状態は、電子カルテで病院内で共有している。面談記録は紙媒体で残している。業務向上のため、2ヶ月に1回の「あんさん協」実務者会議に出席し、セミナーへも参加している。</p>	<p>事前に、実親及び養親希望者等からは、個人情報の授受等について同意を得た上で、児童相談所、保健センター及び医療機関等への連携・支援体制を構築している。札幌市内各区の保健センターからは、支援が必要な場合の特定妊婦等の情報が提供され、支援にむけた情報を共有している。実親等の健康状態は、電子カルテで病院内で共有している。面談記録は紙媒体で残している。業務向上のため、2ヶ月に1回の「あんさん協」実務者会議に出席し、セミナーへも参加している。</p>	
<p>No.17 III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。</p>	a	<p>実親の心の動きを丁寧に支えて、仮に実親が特別養子縁組を希望していたとしても、養育能力や環境に合わせて社会資源等を丁寧に説明・提案して、実親と児童と一緒に暮らせるように、金銭面、支援面等様々な可能性を模索している。そのため、実親との面接を適切に実施し、情報収集して、養育力・養育環境等のアセスメントを行っている。実親が未成年の場合でも、実親の真意を確かめるために、保護者とは別々に面談をしている。経済的な問題の解決策や、地域連携による子育て支援について説明を行っている。</p>	<p>実親の心の動きを丁寧に支えて、仮に実親が特別養子縁組を希望していたとしても、養育能力や環境に合わせて社会資源等を丁寧に説明・提案して、実親と児童と一緒に暮らせるように、金銭面、支援面等様々な可能性を模索している。そのため、実親との面接を適切に実施し、情報収集して、養育力・養育環境等のアセスメントを行っている。実親が未成年の場合でも、実親の真意を確かめるために、保護者とは別々に面談をしている。経済的な問題の解決策や、地域連携による子育て支援について説明を行っている。</p>	
<p>No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している</p>	a	<p>実親の状況に応じて、妊婦健診の助成や妊娠中の生活基盤の情報等を提供している。実親の養子縁組に対する気持ちが固まっている状況であっても、気持ちは揺れるものだと前提のもと、育てる選択肢を残し必要な社会資源の情報を提供している。生活困窮や女性支援の新たな制度や情報は、市役所子ども未来局を通じて提供がある。児童相談所、保健センター等の公共機関及び医療機関との連携を密にしている。あっせん機関と、実親・養親希望者の居住地に距離がある場合、それぞれの地域の「あんさん協」あっせん機関が連携して、協力体制を組んでいる。</p>	<p>実親の状況に応じて、妊婦健診の助成や妊娠中の生活基盤の情報等を適宜提供している。実親の養子縁組に対する気持ちが固まっている状況であっても、気持ちは揺れるものだと前提のもと、育てる選択肢を残し必要な社会資源の情報を提供している。生活困窮や女性支援の新たな制度や情報は、市役所子ども未来局を通じて提供がある。児童相談所、保健センター等の公共機関及び医療機関との連携を密にしている。あっせん機関と、実親・養親希望者の居住地に距離がある場合、それぞれの地域「あんさん協」あっせん機関が連携して、協力体制を組んでいる。</p>	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。</p>	a	<p>実親が熟慮したうえで、養子縁組に関する意思決定ができるように、養子縁組の制度や手続き等について、説明と理解の確認を行っている。出産後、意志が変わる可能性を考慮し適時、実親の思いを聞き取り、支援にあたっている。実親が責任と自覚を持つように、子どもの名前は実親がつけている。また、実親は、児童が20歳になった時に渡すために、養子縁組に至る経緯や児童に対する思いを手紙に書いている。書面による意思確認は、実親が熟慮して意思決定ができるよう退院する朝まで結論を待っている。出産後2週間を待つ実親の意思に結論が出ない場合、あっせん機関による特別養子縁組は行わず、児童相談所へ相談支援の主体が移行するようにしている。</p>	<p>実親が熟慮したうえで、養子縁組に関する意思決定ができるように、養子縁組の制度や手続き等について、説明と理解の確認を行っている。出産後、意志が変わる可能性を考慮し適時、実親の思いを聞き取り、支援にあたっている。実親が責任と自覚を持つように、子どもの名前は実親がつけている。また、実親は、児童が20歳になった時に渡すために、養子縁組に至る経緯や児童に対する思いを手紙に書いている。書面による意思確認は、実親が熟慮して意思決定ができるよう退院する朝まで結論を待っている。出産後2週間を待つ実親の意思に結論が出ない場合、あっせん機関による特別養子縁組は行わず、児童相談所へ相談支援の主体が移行するようにしている。</p>	
<p>No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。</p>	a	<p>ホームページ等の他に、特別養子縁組の相談窓口として、医療福祉相談室の直通電話とメールアドレスを設けている。養親希望者の説明に対する理解に関しては書類選考、一次面接、家庭訪問の流れがあり、面談で何度も確認した上で、二次面接は「あんさん協」事務局と連携病院が行っている。養親希望者には十分な情報提供を行い、理解力等含め養育能力の適正を協議し、登録を行っている。理解を確認し丁寧に繰り返し説明しているが、登録の可否は、社会的養護への理解が目安となる。「あんさん協」の方針として、養親希望者は、事前に児童相談所で里親登録をしていることが前提となる。</p>	<p>ホームページ等の他に、特別養子縁組の相談窓口として、医療福祉相談室の直通電話とメールアドレスを設けている。養親希望者の説明に対する理解に関しては書類選考、一次面接、家庭訪問の流れがあり、面談で何度も確認した上で、二次面接は「あんさん協」事務局と連携病院が行っている。養親希望者には十分な情報提供を行い、理解力等含め養育能力の適正を協議し、登録を行っている。理解を確認し丁寧に繰り返し説明しているが、登録の可否は、社会的養護への理解が目安となる。「あんさん協」の方針として、養親希望者は、事前に児童相談所で里親登録をしていることが前提となる。</p>	
<p>No.21 III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にしている。</p>	a	<p>家庭訪問では2名で訪問し、養親希望者だけでなく、同居するすべての家族と面談し、養子縁組への意向を確認している。また、児童が安全に養育できる環境にあるかを家庭訪問で確認し、必要であれば改善されるまで助言や支援を行う。家庭訪問に期間は、長い時では、6ヶ月から1年間の場合もあり、養親希望者の家庭環境が改善され、登録が可能となるよう何度も丁寧に説明し助言や支援をしている。</p>	<p>家庭訪問では2名で訪問し、養親希望者だけでなく、同居するすべての家族と面談し、養子縁組への意向を確認している。また、児童が安全に養育できる環境にあるかを家庭訪問時で確認し、必要であれば改善されるまで助言や支援を行う。家庭訪問に期間は、長い時では、6ヶ月から1年間の場合もあり、養親希望者の家庭環境が改善され、登録が可能となるよう何度も丁寧に説明し助言や支援をしている。</p>	
<p>No.22 III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。</p> <p><input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。</p>	a	<p>あっせん業務に係わる多職種が、専門的知識および技術に基づき、面談や様式にあるチェックリストを用いて養親希望者や候補者のアセスメントを行っている。また、「母と子委員会」ではケース検討としてアセスメントをしている。外部委員を交えた審議委員会は、助言や一定の方向性を示している。マッチングは、あっせん機関が定めた業務方法書にそって、「あんさん協」事務局と、実母のあっせん機関及び養親候補者のあっせん機関とで、話し合い決定している。各機関が遠距離の場合には、オンラインでの話し合いとなっている。実親の同意を得てマッチングに至るまでは、養親候補者に委託の打診はしない。養親候補者に対して委託となった理由は開示している。</p>	<p>あっせん業務に係わる多職種が、専門的知識および技術に基づき、面談や様式にあるチェックリストを用いて養親希望者や候補者のアセスメントを行っている。また、「母と子委員会」ではケース検討としてアセスメントをしている。外部委員を交えた審議委員会は、助言や一定の方向性を示している。マッチングは、あっせん機関が定めた業務方法書にそって、「あんさん協」事務局と、実母のあっせん機関及び養親候補者のあっせん機関とで、話し合い決定している。各機関が遠距離の場合には、オンラインでの話し合いとなっている。実親の同意を得てマッチングに至るまでは、養親候補者に委託の打診はしない。養親候補者に対して委託となった理由は開示している。</p>	
<p>No.23 III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項</p>	-		非該当	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点			
No.24	-	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	非該当				
		<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。 <input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。					
No.25	a	III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	<p>当あっせん機関は、産婦人科病院である。あっせん前の児童の養育は、病院新生児室にて養育をおこなうため、養育施設としての設置や人員の確保は充分である。業務方法書には、児童に医療的な課題がある場合の転院以外は、「当院新生児室にて養育をおこなう。」と明記している。また、必要に応じて、児童相談所等との連携も明記している。</p> <p>当あっせん機関は、産婦人科病院である。あっせん前の児童の養育は、病院新生児室にて養育をおこなうため、養育施設としての設置や人員の確保は充分である。業務方法書には、児童に医療的な課題がある場合の転院以外は、「当院新生児室にて養育をおこなう。」と明記している。また、必要に応じて、児童相談所等との連携も明記している。</p>				
		<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。 <input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。 <input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。 <input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。					
No.26		a			III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。	<p>あっせん機関は、養親候補者に対して、マッチング時に児童と実父母の基本的な情報を提供し委託を受けるための状況確認をしている。その上で、「あんさん協」事務局と関連施設のマッチング会議で諮問し決定している。マッチング後、養親候補者は、速やかに養護教育的入院をして、実父母の情報等、児童の養育に必要な周辺情報や、児童の心身の健康状態、沐浴・授乳等の基本的養育方法を学んでいる。養護教育的入院については、マニュアルがあり、パンフレットも用意されている。</p> <p>あっせん機関は、養親候補者に対して、マッチング時に児童と実父母の基本的な情報を提供し委託を受けるための状況確認をしている。その上で、「あんさん協」事務局と関連施設のマッチング会議で諮問し決定している。マッチング後、養親候補者は、速やかに養護教育的入院をして、実父母の情報等、児童の養育に必要な周辺情報や、児童の心身の健康状態、沐浴・授乳等の基本的養育方法を学んでいる。養護教育的入院については、マニュアルがあり、パンフレットも用意されている。</p>	
					<input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。 <input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。 <input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。 <input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。		
No.27	a		III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。	<p>養親候補者が児童と同居を開始後は、届出に漏れがないように手続きをチェックリストにして渡している。場合によってはあっせん機関が、直接行政に対して特別養子縁組の諸手続きの説明をしている。養親候補者は、新生児の育児に体調を崩す場合があり、電話やメール、訪問で、心身のフォローをしている。児童は新生児のため、1か月健診や予防接種等の機会を通じて、成長を確認している。また、養親候補者が、地元でない場合は、事前に、養親候補者が居住する保健センター、連携病院や児童相談所等の関係機関と随時報告を交わしている。養親候補者にも関係機関との連携を伝えている。</p> <p>養親候補者が児童と同居を開始後は、届出に漏れがないように手続きをチェックリストにして渡している。場合によってはあっせん機関が、直接行政に対して特別養子縁組の諸手続きの説明をしている。養親候補者は、新生児の育児に体調を崩す場合があり、電話やメール、訪問で、心身のフォローをしている。児童は新生児のため、1か月健診や予防接種等の機会を通じて、成長を確認している。また、養親候補者が、地元でない場合は、事前に、養親候補者が居住する保健センター、連携病院や児童相談所等の関係機関と随時報告を交わしている。養親候補者にも関係機関との連携を伝えている。</p>			
			<input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。				
No.28		a	III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。			<p>特別養子縁組の成立までの流れに基づいて、必要な様式を一覧にして、養親向けの手続きをフローチャートで図式化している。児童福祉法30条の届出により、児童相談所における子どもの養育状況・家庭状況・環境等の確認とすすみ、その間、あっせん機関は、養親候補者が児童を安定して養育できるように支援し、養親候補者も児童の成長の写真や報告を、定期的におこなっている。また、あっせん機関は、委託後の家庭訪問の報告を子ども未来局に提出している。特別養子縁組の申立は、住所地の家庭裁判所に行うが、あっせん機関は、養親候補者が戸惑うことなく手続きを踏めるように支援している。</p> <p>特別養子縁組の成立までの流れに基づいて、必要な様式を一覧にして、養親向けの手続きをフローチャートで図式化している。児童福祉法30条の届出により、児童相談所における子どもの養育状況・家庭状況・環境等の確認とすすみ、その間、あっせん機関は、養親候補者が児童を安定して養育できるように支援し、養親候補者も児童の成長の写真や報告を、定期的におこなっている。また、あっせん機関は、委託後の家庭訪問の報告を子ども未来局に提出している。特別養子縁組の申立は、住所地の家庭裁判所に行うが、あっせん機関は、養親候補者が戸惑うことなく手続きを踏めるように支援している。</p>	
			<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。				

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<b>No.29</b> III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。	<b>a</b>	当あっせん機関は、業務を開始した2018(平成30)年から2024(令和6年12月)まで、養子縁組成立前養育を中止したケースはない。2020(令和2)年4月の一部法改正から、実親からの撤回の可能性を考慮して、最終的な養子縁組への同意は実親の退院時に行っている。審判期間中は、児童の親権は実親にあることを踏まえて、2024(令和6)年4月1日、業務方法書を改定した。	当あっせん機関は、業務を開始した2018(平成30)年から2024(令和6年12月)まで、養子縁組成立前養育を中止したケースはない。2020(令和2)年4月の一部法改正から、実親からの撤回の可能性を考慮して、最終的な養子縁組への同意は実親の退院時に行っている。審判期間中は、児童の親権は実親にあることを踏まえて、2024(令和6)年4月1日、業務方法書を改定した。	
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。				
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。				
<b>No.30</b> III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。	<b>a</b>	当あっせん機関は、実親、養親双方が、特別養子縁組に対する理解と納得をもって進められるように、繰り返し丁寧な説明をしているが、特に同意書を取る時には、留意して説明している。特に養親希望者が養親候補者として登録に至るまでは、書類審査、一次面接、家庭訪問の流れに時間をかけ慎重に進めている。その結果、業務開始より現在に至るまで、養子縁組成立前養育を中止したケースはない。2020年4月の一部法改正により、2024年4月1日、業務方法書を改定し、仮にケース中断があった場合には、児童相談所への連絡と児童の保護を最優先に、児童と養親の双方に丁寧なケアをおこなうことが明記されている。	当あっせん機関は、実親、養親双方が、特別養子縁組に対する理解と納得をもって進められるように、繰り返し丁寧な説明をしているが、特に同意書を取る時には、留意して説明している。特に養親希望者が養親候補者として登録に至るまでは、書類審査、一次面接、家庭訪問の流れに時間をかけ慎重に進めている。その結果、業務開始より現在に至るまで、養子縁組成立前養育を中止したケースはない。2020年4月の一部法改正により、2024年4月1日、業務方法書を改定し、仮にケース中断があった場合には、児童相談所への連絡と児童の保護を最優先に、児童と養親の双方に丁寧なケアをおこなうことが明記されている。	
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。				
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせん優先するなどには行っていない。				
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。				
<b>No.31</b> III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。	<b>a</b>	養育面談報告の様式には、年齢に応じた児童の観察項目や成育チェック項目があり、アセスメントとして活用している。養親の居住地に応じて、保健センターや児童相談所と情報を共有し、予防接種や健診時には児童の状況把握をして、継続的に支援をしている。遠方の場合には、「あんさん協」連携施設が養親宅を訪問して情報を共有している。児童に障がいがある場合には、関係機関につないでいる。相談室は、養親の相談窓口となり、医療機関としてのネットワークを活かして支援している。	養育面談報告の様式には、年齢に応じた児童の観察項目や成育チェック項目があり、アセスメントとして活用している。養親の居住地に応じて、保健センターや児童相談所と情報を共有し、予防接種や健診時には児童の状況把握をして、継続的に支援をしている。遠方の場合には、「あんさん協」連携施設が養親宅を訪問して情報を共有している。児童に障がいがある場合には、関係機関につないでいる。相談室は、養親の相談窓口となり、医療機関としてのネットワークを活かして支援している。	
<input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。				
<input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。				
<input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。				
<b>No.32</b> III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。	<b>a</b>	養子縁組成立後、相談室では、電話等を活用して相談を受けている。養子縁組家族会「にじの子会」を通じた家族支援をしている。更「に「あんさん協」の家族会「星の子会」の加入を勧め、養親家族が孤立しないようにしている。養親に対しては、実母が児童に残したい写真等を、事前にまとめてあることを伝えている。実親が書いた20歳になった児童に宛てた手紙もある。真実告知は、児童の年齢・発達に応じての伝え方を、養親と話し合っている。養親と児童が病院を訪問して、実母を愛称で交流する記録がある。	養子縁組成立後、相談室では、電話等を活用して相談を受けている。養子縁組家族会「にじの子会」を通じた家族支援をしている。更「に「あんさん協」の家族会「星の子会」の加入を勧め、養親家族が孤立しないようにしている。養親に対しては、実母が児童に残したい写真等を、事前にまとめてあることを伝えている。実親が書いた20歳になった児童に宛てた手紙もある。真実告知は、児童の年齢・発達に応じての伝え方を、養親と話し合っている。養親と児童が病院を訪問して、実母を愛称で交流する記録がある。	
<input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。				
<input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。				
<input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。				
<input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。				
<input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。				

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	a	<p>若年の実母に対しては、1か月健診等の機会を通じて信頼関係をつくり、予期せぬ妊娠を避けるための継続的な支援をしている。実母の妊娠に至る背景に応じた支援をしている。心理職は、実母が面談の会話や食欲・睡眠のリスク症状がある場合には、精神科受診に繋げている。養子縁組成立後の実親に対する支援は、真実告知もあり、継続的な支援の必要があるため、児童が就学するまでを期間とした。今後は、1年に1度、あっせん機関から連絡を入れ、2024(令和6)年度は全生母の状況を確認した。就労支援や生活保護の受給支援、転校支援等、実母の状況に応じた支援をしている。</p>	<p>若年の実母に対しては、1か月健診等の機会を通じて信頼関係をつくり、予期せぬ妊娠を避けるための継続的な支援をしている。実母の妊娠に至る背景に応じた支援をしている。心理職は、実母が面談の会話や食欲・睡眠のリスク症状がある場合には、精神科受診に繋げている。養子縁組成立後の実親に対する支援は、真実告知もあり、継続的な支援の必要があるため、児童が就学するまでを期間とした。今後は、1年に1度、あっせん機関から連絡を入れ、2024(令和6)年度は全生母の状況を確認した。就労支援や生活保護の受給支援、転校支援等、実母の状況に応じた支援をしている。</p>	
<p>No.34 III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	a	<p>標準的な実施方法としては、「あんさん協」事務局とともに「特別養子縁組業務方法書」を作成して、特別養子縁組の手続きの流れに沿って支援方法が明記されている。提出書類も、様式一覧として別途必要書類の書式がある。特定妊婦のSチーム(外来担当看護師、入院担当看護師、相談室メンバー)が、状況に応じて不足部分をフォローし合いながら、チームで支援をしている。面談は2人体制でおこなっている。特に若年の実親は、大人に対する拒否感を抱く場合もあり、状況を見ながら面談相手との相性等も加味して、話しを聞いている。心理師が常勤配置されたことで、アセスメントや心理療法も可能となり、説明方法の工夫に役立っている。</p>	<p>標準的な実施方法としては、「あんさん協」事務局とともに「特別養子縁組業務方法書」を作成して、特別養子縁組の手続きの流れに沿って支援方法が明記されている。提出書類も、様式一覧として別途必要書類の書式がある。特定妊婦のSチーム(外来担当看護師、入院担当看護師、相談室メンバー)が、状況に応じて不足部分をフォローし合いながら、チームで支援をしている。面談は2人体制でおこなっている。特に若年の実親は、大人に対する拒否感を抱く場合もあり、状況を見ながら面談相手との相性等も加味して、話しを聞いている。心理師が常勤配置されたことで、アセスメントや心理療法も可能となり、説明方法の工夫に役立っている。</p>	
<p>No.35 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	a	<p>2か月に1度、「あんさん協」事務局・連携施設(5病院)間で実務者会議を開き、その他に連携施設間でケース会議を随時開いている。業務方法書についても、ケース状況に応じた確認・訂正を話し合い、見直しに繋げている。</p>	<p>2か月に1度、「あんさん協」事務局・連携施設(5病院)間で実務者会議を開き、その他に連携施設間でケース会議を随時開いている。業務方法書についても、ケース状況に応じた確認・訂正を話し合い、見直しに繋げている。</p>	
<p>No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	a	<p>当あっせん機関では、養親希望者は、児童相談所の里親登録・研修を受けることになっている。里親登録は、乳幼児の育児実習、社会的養護の理解、登録者の身元保証等の利点がある。里親登録後の養親登録は、以下の流れとなる。①養親成立までの説明後に、同意書や養親希望申込書一式を提出して、書類審査される。②一時面接と家庭訪問、審議委員会で適格性審議となる。③「あんさん協」と連携施設を交えた二次面接の審査後、養親候補者として登録され待機状態となる。尚、課題がある養親希望者は、課題を克服できた状態で二次面接に至る。</p>	<p>当あっせん機関では、養親希望者は、児童相談所の里親登録・研修を受けることになっている。里親登録は、乳幼児の育児実習、社会的養護の理解、登録者の身元保証等の利点がある。里親登録後の養親登録は、以下の流れとなる。①養親成立までの説明後に、同意書や養親希望申込書一式を提出して、書類審査される。②一時面接と家庭訪問、審議委員会で適格性審議となる。③「あんさん協」と連携施設を交えた二次面接の審査後、養親候補者として登録され待機状態となる。尚、課題がある養親希望者は、課題を克服できた状態で二次面接に至る。</p>	

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	a	<p>養親希望者に対する研修案内は、随時メールで知らせ、出席を促している。養親希望者の傾向から、養親として学んでほしいという個所を強化するための研修を勧め、成長を見届けている。また、個別面談を個別研修と捉え、具体的な現状を伝えて十分な話し合いをすることで、養親希望者の価値観を把握し、社会的養護への理解を深めることに役立てている。半面、研修や面談によっても、社会的養護に関する理解に変化や成長がない場合もあり、適性を見届ける目安ともなっている。家庭訪問では、養親希望者だけではなく、親族との面談もしている。</p>	<p>養親希望者に対する研修案内は、随時メールで知らせ、出席を促している。養親希望者のそれぞれの傾向から、養親として学んでほしいという個所を強化するための研修を勧め、成長を見届けている。また、個別面談を個別研修と捉え、具体的な現状を伝えて十分な話し合いをすることで、養親希望者の価値観を把握し、社会的養護への理解を深めることに役立てている。半面、研修や面談によっても、社会的養護に関する理解に変化や成長がない場合もあり、適性を見届ける目安ともなっている。家庭訪問では、養親希望者だけではなく、親族との面談もしている。</p>	
<p>No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。※法</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。</p>	a	<p>帳簿は、ケース毎に個人ファイルとなっている。真実告知のために養親と児童に提供する情報は、実親の同意を取った情報のみをファイルの先頭に纏めている。規則第7条第1項に規定する児童・実親・養子縁組の経緯・成立後の状況、養親希望者に関する情報がファイル化されている。養育教育的入院の記録 職員アンケートの結果、養親世帯の集まり「にじの子会」の研修・集まりの記録やアンケート結果記録、職員の研修記録、会議録等、必要な記録や共有すべき情報は、確認できる環境にある。</p>	<p>帳簿は、ケース毎に個人ファイルとなっている。真実告知のために養親と児童に提供する情報は、実親の同意を取った情報のみをファイルの先頭に纏めている。規則第7条第1項に規定する児童・実親・養子縁組の経緯・成立後の状況、養親希望者に関する情報がファイル化されている。養育教育的入院の記録 職員アンケートの結果、養親世帯の集まり「にじの子会」の研修・集まりの記録やアンケート結果記録、職員の研修記録、会議録等、必要な記録や共有すべき情報は、確認できる環境にある。</p>	
<p>No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。</p> <p><input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。</p>	a	<p>あっせん機関として永続保管が可能なように、耐火金庫を備え保管している。保管規定を策定して、管理・保存方法等を明文化している。記録に関する同意書を取っている。</p>	<p>あっせん機関として永続保管が可能なように、耐火金庫を備え保管している。保管規定を策定して、管理・保存方法等を明文化している。記録に関する同意書を取っている。</p>	
<p>No.40 III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供できる可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p>	b	<p>個人情報保護についての規程は、医療法人「明日葉会」における個人情報方針」に則り、特別養子縁組に関しては、「ケース記録の保管に関する規定」を設けている。実親からは、必要な同意を得ている。但し、カルテの開示規定はあるが、真実告知等に関する情報の開示規定はないため、今後に期待したい。</p>	<p>個人情報保護についての規程は、「明日葉会における個人情報方針」に則り、特別養子縁組に関しては、「ケース記録の保管に関する規定」を設けている。実親からは、必要な同意を得ている。</p>	<p>カルテの開示規定はあるが、真実告知等に関する情報の開示規定はないため、今後に期待したい。</p>
<p>No.41 III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。</p>	b	<p>「特別養子縁組事業の苦情解決に関する規定」は、2024(令和6)年4月1日に施行している。ホームページでは、相談室が苦情及び相談の窓口であることが明記されている。但し、苦情解決責任者の任命や、第三者委員の任命には至っていない。早急に任命をすることで、児童や実親、養親希望者に周知することに期待したい。</p>	<p>「特別養子縁組事業の苦情解決に関する規定」は、2024(令和6)年4月1日に施行している。ホームページでは、相談室が苦情及び相談の窓口であることが明記されている。</p>	<p>苦情解決責任者の任命や、第三者委員の任命には至っていない。早急に任命をすることで、児童や実親、養親希望者に周知することに期待したい。</p>

	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.42 III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。</p>	a	<p>養親希望者が相談室に直行できるよう、患者とは別の出入り口を用意している。養親希望者には、話しやすい環境設定と時間をかけて信頼関係をつくることを念頭に進めている。養子縁組成立後も、養親交流会があり、継続的支援を伝えている。実親に対しては、利用できる制度を説明して、自ら養育するか養子縁組を選択するかを落ち着いて考えられるようにした上で、退院する際に同意書を取っている。実親は若年の場合が多く、大人と接すること自体に戸惑いを抱く場合もあり、Sチーム(スペシャルチーム)を中心に、相談相手を選択できるようにしている。</p>	<p>養親希望者が相談室に直行できるよう、患者とは別の出入り口を用意している。養親希望者には、話しやすい環境設定と時間をかけて信頼関係をつくることを念頭に進めている。養子縁組成立後も、養親交流会があり、継続的支援を伝えている。実親に対しては、利用できる制度を説明して、自ら養育するか養子縁組を選択するかを落ち着いて考えられるようにした上で、退院する際に同意書を取っている。実親は若年の場合が多く、大人と接すること自体に戸惑いを抱く場合もあり、Sチーム(スペシャルチーム)を中心に、相談相手を選択できるようにしている。</p>	
<p>No.43 III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。</p>	b	<p>相談窓口への苦情は、現時点では把握していない。養親には、当あっせん機関の養親交流会である「にじの子会」、「あんさん協」の「星の子会」へ参加を促して、「あんさん協」事務局へも直接相談できることを伝えている。養親交流会では、目的や効果を考えて養親をグループ化して企画・開催し、率直な意見が出やすいようにしている。実親へのアンケート調査を実施する予定である。今後は、費用等の金銭の相談や児童の出自の問い合わせに対して、Q&amp;A方式の対応マニュアルを作成する考えも示され、苦情解決の仕組みの周知とともに、期待したい。</p>	<p>相談窓口への苦情は、現時点では把握していない。養親には、当あっせん機関の養親交流会である「にじの子会」、「あんさん協」の「星の子会」へ参加を促して、「あんさん協」事務局へも直接相談できることを伝えている。養親交流会では、目的や効果を考えて養親をグループ化して企画・開催し、率直な意見が出やすいようにしている。実親へのアンケート調査を実施する予定である。</p>	<p>養子縁組あっせんに関する費用等の金銭の相談や児童の出自の問い合わせに対して、Q&amp;A方式の対応マニュアルの作成や、苦情解決制度の周知が期待される。</p>
<p>No.44 III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。</p>	b	<p>医療法人の「明日葉会医療安全管理指針」があり、「医療安全対策についての基本的な考え方」を明文化して緊急時の連絡体系をフロー図で示している。また、チェックリストのあるインシデント報告もある。2024(令和6)年4月1日には、「特別養子縁組事業の事故対応マニュアル」を作成して、新たに「不適切養育による緊急事態」を明記した。但し、「不適切養育」の具体性がなく、実行性のあるマニュアルとしては不十分である。起こり得る緊急事態を想定した事故対応マニュアルの作成に期待したい。</p>	<p>医療法人の「明日葉会医療安全管理指針」があり、「医療安全対策についての基本的な考え方」を明文化して緊急時の連絡体系をフロー図で示している。また、チェックリストのあるインシデント報告もある。2024(令和6)年4月1日には、「特別養子縁組事業の事故対応マニュアル」を作成して、新たに「不適切養育による緊急事態」を明記した。</p>	<p>「不適切養育による緊急事態」には、「不適切養育」の具体性がなく、実行性のあるマニュアルとしては不十分である。起こり得る緊急事態を想定した事故対応マニュアルの作成に期待したい。</p>